

国際園芸博覧会を契機としたスポーツ広報事業委託要項

令和8年9月9日
スポーツ庁次長決定

1. 趣 旨

国際園芸博覧会を契機として、人々が様々な楽しみや喜びを感じながら自ら進んでスポーツに取り組み、スポーツを通じて様々な地球規模課題の解決や自然と共生する持続可能な社会の実現を図るため、効果的かつ計画的な広報活動により、スポーツ庁で実施する様々な政策の効果を拡大するとともに人々の行動変容につなげることを本事業の目的とする。

2. 委託業務の内容

スポーツ政策について、政策の目的や内容等に応じ、国際園芸博覧会において様々な手法を用いた効果的かつ計画的な広報活動を実施する。

3. 業務の委託先

スポーツ政策に関する広報活動事業を実施することができる団体（以下「団体等」という。）とする。

4. 委託期間

原則として契約を締結した日から令和10年3月31日までとする。（ただし、毎年度、事業の実施状況等について評価を行い、事業の継続の可否を判断するものとする。なお、契約の締結は年度毎に行うものとする。）

5. 委託手続

- （1）団体等が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等をスポーツ庁に提出すること。
- （2）スポーツ庁は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体等と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

6. 委託費

- （1）スポーツ庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（人件費、事業費（諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、消費税相当額）、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
- （2）スポーツ庁は、団体等が本契約の定めに従わなかったり、委託業務の遂行が困難であると認めたりしたときは、契約の解除や経費の全部または一部について返還を命じることができる。

7. 再委託

- (1) 本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。
- (2) 受託者は、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託（以下「再々委託」という。）しようとする場合は、スポーツ庁の承認を得て、再々委託することができる。

8. 業務完了（廃止）の報告

団体等は、業務が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了した日から30日以内、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文部科学省に提出しなくてはならない。

9. 委託費の額の確定

- (1) スポーツ庁は、上記8の委託業務完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、団体等へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10. その他

- (1) スポーツ庁は、団体等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) スポーツ庁は、委託業務の実施に当たり、団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) スポーツ庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 団体等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。